

「技術管理強化のための新たな官民対話スキームの構築」に関する

省令等改正についての CISTEC 提出意見概要

2024 年 10 月 8 日

CISTEC 事務局

■本年 4 月に公表された産構審安全保障貿易管理小委提言の柱の一つである「技術管理強化のための新たな官民対話スキームの構築」を具体化するための貿易外省令等改正に関するパブリックコメントの募集が 9 月 6 日に開始された。

CISTEC では、関係委員会とともに、産構審小委提言の趣旨・内容と提示された改正省令・告示案を仔細に検討の上、10 月 4 日付で意見を提出した。

◎「[貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令案等](#)」に対する意見

■意見内容については、大別すると、以下のように分類される。

(1) 産構審小委提言内容と改正省令・告示の対応関係についての確認

パブリックコメント募集時に示された「技術管理強化のための新たな官民対話スキーム」については、産構審小委の中間報告における提言を踏まえて、それを具体化するものである。ただ、産構審小委提言内容が、改正貿易外省令、告示にどのように反映されているかについて、小委提言内容を十分フォローしているとは限らない企業等にとっては、必ずしもすぐに理解できるとは限らないため、自主管理支援の観点から対応関係の確認を行っている。

(2) 「官民対話スキーム」の法令上の位置付けの明確化等の要望

① 「官民対話スキーム」全体の法制面での位置付けの明確化（通達の制定）

官民対話スキームについては、産構審小委提言の内容とそれを踏まえたパブコメ募集に際して添付された概要説明資料を見れば理解できるものの、法令上は、官民対話スキームのパーツ部分が規定されるに留まっており、スキーム自体を法令（通達を含む）の形で明確化するものがない形になっている。

基本スキームは、概要説明資料では、「①事前報告」→「②官民対話」→「③インフォーム」となっているが、①が告示、③が改正省令で手当てされているが、②のメインの部分が法令上の手当てがなされていない構図になっている。

このため、産構審小委提言で示された趣旨・目的の説明とともに、①～③の全体的枠組みを説明する「官民対話スキーム運用通達（仮称）」の制定による対話スキームの法

制面での位置付けの明確化も要望している（「仲介貿易運用通達」が参考になる。関係する規定を統合的に説明し、仲介貿易に関する規定の全体像が理解できる）。

② 省令のインフォーム規定と告示との紐付け

また、キャッチオール規定の括弧内で追加された「（その技術を提供した後にその技術の提供を受けた者がその技術の内容とする情報を適切に管理しない場合において生ずる当該おそれを含む。）」は、告示で定められた「重要管理対象技術」の定義でいうところの「おそれ」と考えられる。ただ、この省令と告示間とで法令上の紐付けがない。

このため、何らかの法令上の紐付けの手当てをするか、又は前掲の「官民対話スキーム運用通達（仮称）」の中で明確にする等の要望を行っている。

(3) 「官民対話」プロセスの明確化による混乱の回避

① 「契約締結の前に」の期限の告示上の明確化

官民対話プロセスについては、告示で、報告は「契約締結前に」とされ、概要説明資料では、対話の結果「原則30日以内」に、懸念あればインフォームを行う旨が示されている。

これにより、事前報告後、原則30日間は官民対話期間となることはわかるが、ただ、「原則30日以内に」との点は、告示では示されていない。

また、「契約前に」ということを以て報告義務は果たされることになるので、極端な場合、その直後に契約締結しても、報告者である企業等は責任を問われないことになる。

これらの点から生じる混乱を回避するためにも、「契約締結の30日前までに」と規定したほうがいいのではないかとの意見を出している。

② 官民対話の結果についての明確化

官民対話の結果、懸念がある場合や条件を付す必要がある場合にはインフォームが行われることはわかるが、懸念がない又は懸念が解消された場合の「対話結果」の扱いは明確ではない。対話は実質的には貿易管理部ではなく所管課室と行うことが想定されているが、「対話結果」（結論）について、企業と所管課室間、所管課室・部局内、貿易管理部と所管課室間等で、認識に齟齬があると、契約締結に至ることによって大きな混乱が生じる。このような混乱を回避するために、事前報告を提出した貿易管理部の担当課より、形成された共通認識、前提等について文書で交付されるよう要望意見を出している。

(4) 各種の明確化その他

- ①事前報告の対象となる行為類型の具体例を通じた明確化
- ②事前報告の対象となる技術範囲の確認
- ③個別の重要管理対象技術に関する確認、意見等

- ④ 現行のキャッチオール規制での客観要件は影響を受けないことの確認
- ⑤ その他の明確化等